

山口地方裁判所委員会（第19回）議事概要

- 1 日時 平成24年7月10日（火）午後2時30分から
- 2 場所 山口地方裁判所下関支部大会議室
- 3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（敬称略）

石田 健一（山口県消費生活センター所長）
内山 新吾（弁護士）
澤田 康広（山口地方検察庁次席検事）
竹田 隆（山口地方裁判所長）
長倉 哲夫（山口地方裁判所判事）
村重 理是（山口放送株式会社山口支社長）
矢次 巧（山口商工会議所総務部長）
山根 由彦（山口市市民安全部長）
山元 浩（弁護士）
豊 嘉哲（山口大学経済学部准教授）

(2) オブザーバー

下関支部長，刑事首席書記官

(3) 説明者

民事首席書記官，民事訟廷管理官，下関支部庶務課長，山口簡易裁判所庶務課長

(4) 事務担当者

事務局長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長

4 議事の概要

(1) 自己紹介（山元委員，竹田委員，石田委員）

(2) 委員長選任

竹田委員が委員長に選任された。

なお，各委員から出された意見の要旨は，別紙1のとおりである。

(3) 新委員長挨拶（竹田委員長）

(4) 報告「第18回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」
（総務課長）

(5) 議題「市民に利用しやすい裁判所」

ア 下関支部長挨拶

イ 庁舎見学

ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙2のとおり

(6) 次回の意見交換のテーマについて

「裁判所における防災計画等について」をテーマに意見交換を行うことになった。

(7) 次回開催日の決定

平成25年2月8日（金）午後2時

(別紙 1)

委員長選任に関して各委員から出された意見の要旨

委員長については、本来、裁判官でもなく、検察官でもなく、弁護士でもなく、市民の委員の方、学識経験者として選任されている 1 号委員の方がなるのが望ましいと考えている。

地方裁判所委員会規則で、この委員会は、地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる、地方裁判所の諮問に応ずるとともに、当該地方裁判所に対して意見を述べる、そういう性格の委員会となっている。

委員長の選任については、山口もそうだが、裁判所の所長が委員長となっている例が多いと思う。本来の委員会の姿からすると、裁判所に物申すという立場だが、その委員会の委員長が裁判官、所長というのは、傍から見れば本来おかしいので、できれば 1 号委員として選任されている皆さんの中から委員長を務めていただければ望ましいと思う。

これまで裁判所の所長が委員長を務めていることが多いというのは、特に問題がなかったからだと思う。委員長に特別な権限があるわけではないし、会の総理ということからすると、所長が委員長を務めることに問題はないと考えるので、委員長は所長でよいと思う。

1 号委員としては、この委員会の場で自由奔放に物を言っているいい立場ということである。

会を総務するとなると、見識を持って会を制御していく役割を担うことになるので、その意味からすれば、やはり事務局を預かっておられる裁判所の所長が委員長をされるのが適当だと思う。

原理原則から言うと、そもそも裁判所の方が委員としてここに含まれていること自体、おかしいと思う。

しかし、委員長は、委員から多くの意見を集約する役割を担う立場になるので、委員長にはやはり所長になっていただいて、いろいろな方からいろいろな意見を集約していただくというのがよいと思う。

私も同意見である。今日も、自由奔放に意見を述べさせていただくということで出席している。1号委員としては、裁判所から離れた立場にある者として、開かれた裁判所に物申すという使命があるので、総務については従来どおりでよいと思う。

個人的には、前の3人が言われた考え方でよろしいと思う。

皆さんがおっしゃったとおり、1号委員が会を取り仕切るというのは、さすがに過剰負担ではないかと思う。

1号委員の方の意見を一通りお聞きすることができて良かったと思う。やはり1号委員に物を言っていただき、それが検察官委員、弁護士委員に向けられたものであれば、きちんと対応したいと思う。

代々の所長は、話を聞き出すという点では問題はなかったと思うので、その流れで新しい所長が委員長になっていただければ、異存はない。

(委員長代理)

それでは、委員長として竹田委員を選任することとする。

以 上

(別紙2)

「市民に利用しやすい裁判所」に関する意見交換の要旨

(発言者： 委員長， 委員， 説明者)

屋上のソーラーパネルは，どういう基準であの枚数を設置しているのか。費用対効果を考えて，あの枚数が一番適当だったというのならよいが，気休めに，環境に配慮した，ソーラーパネルを付けているというのなら，あまり役に立たないのではないかと思う。非常用電源は，別に取りっているのか。

非常用電源として，地下にバッテリーがある。そのバッテリーへの充電は，ソーラーパネルではなく，既存の電源から取っている。災害時に完全に停電した場合，40分間は電気が使える状態にはなっている。

301号法廷には，傍聴席が50席あり，かなりゆったりしていると思った。後ろの方にスペースがあるので，多くの傍聴希望者が予想される場合には，そのスペースに椅子を置いて，傍聴席を50席以上確保することも可能だと思うが，そういう対応をした例はあるか。

裁判体の判断する事柄であるが，これまでも前後の通路に椅子を搬入し，座っていただける数を増やした例がある。

エントランスホールは，あまりにもがらんとしていて，利用しやすさという面では，きれいすぎるという印象である。エントランスホールに入ったところに，こういう人はこちらですといった案内パネルがないと，裁判所に来た人には分かりにくいのではないかと思う。また，案内板では，色を分けて説明しているが，どういう基準で色分けをしているのか，趣旨が分からない。

初めてこの裁判所を利用する人が玄関から入ると，戸惑うのではないかと思う。設置してある案内板は，非常によくできており，あの案内板を見れば分かるかなと思うが，それよりも受付はどこか，取りあえずそこに行けばいい

いんだということが分かるような表示が必要で、玄関からそこまで誘導する看板が是非ほしいと思う。

市役所であれば、来庁者がどこにどう行けばいいか分からないような状況だったら、苦情の電話がどんどんかかってくる。開かれたとか、親しみやすいというコンセプトから外れているので、よく考えた方がよい。

もっとスムーズに入れるように、入口には、お気軽にお入りくださいという言葉も添えてもいいのではないかと思う。

この建物に入ったとき、エアコンがよく効いているなと思った。

非常に真っ白い建物であり、冷徹な印象を与えることもあると思う。緑のカーテンをすれば、親しみやすさが出るのではないだろうか。

エントランスホールに入ったときに、無機質な冷たい印象を受けた。ポスターなどを掲示すれば、明るいイメージができるのではないだろうか。

全体的にまだ新しいので、グリーンカーテンなどが必要ではないかと思う。市民の方とお話しすることがあるが、裁判所というのは、ちょっと格別なところという感覚がある。こういう白亜の殿堂みたいになると、逆に行きづらい、我々とは違うところにあるものだと解釈されやすいので、植木だけでなく、少し色が入った花を植えると、見た目もよいと思う。

「RT法廷」という表示は分かりにくいので、「ラウンドテーブル法廷」と表示した方がよい。

敷地のところに、裁判所という言葉が、日本語のほか、中国語等でも書いてあったが、それはなぜか。日本語以外の言語でも対応できる受付があるのなら分かるが、それもないので、疑問に思った。

以前、裁判所の隣に入国管理局があり、その入国管理局の来庁者が間違えて裁判所に来られることがあったので、日本語以外の言語でも表示することとした。

喫煙所は建物の外にあるのか。

建物の外に二か所ある。

庁舎内にも喫煙所があった方がよいと思う。

下関の庁舎を見ていただき、本庁の庁舎で取り入れたらよいと思われることについて御意見をいただきたい。

庁舎の問題ではないが、庁舎の中で使う機能ということで、労働審判について申し上げたい。

お手元の資料は、午前10時に本庁に到着するとした場合の県内各地域からの出発時刻を調べたものだが、遠いところでは午前6時に出発しなければならない状況である。

労働審判は、個別的な労働紛争について3回以内の期日で解決を図ろうという手続だが、労働者の側から言えば、賃金や時間外手当といったあまり大きな紛争ではないので、このような交通事情の中で本庁まで行くのは大変だという問題がある。私は山口県労働委員会の公益委員をしているが、山口県労働委員会の委員には山口市の方はほとんどいないので、労働審判員による労働審判の構成も同じような状況ではないかと思う。山口県労働委員会では下関や萩でも対応しているので、市民に利用しやすい裁判所という観点から、支部でも労働審判を取り扱っていただきたいと思う。

労働審判については、他の協議会でも同旨の御意見を頂戴している。

本庁は、玄関正面から入ったところに受付の方がおられて、案内をしてくれるのがよいと思う。私が弁護士待合室で待っていると、受付の方が、庁内で迷った私の依頼者、相談者を連れてきてくれる、引き合わせてくれることがしょっちゅうある。建物に入ってすぐのところ、受付案内役の人がいるかどうかで、利用者はずいぶん救われるので、下関でも考えていただけたらと思う。

下関支部には、庁舎の表側と裏側に駐車場があるが、以前は裏側に駐車場がなかったため、裏側にあることをご存じない方がいる。庁舎裏側にも駐車場があることが分かるような表示をしたらよいと思う。

庁舎敷地の東側の入口にはパーキングの看板を設置して駐車場への誘導を図っている。

下関支部に来るまでの道路には案内表示がなかったように思うが、下関の方はこちらに来るのに全く迷わないのだろうか。

市民の方なら、「早鞆高校の隣が検察庁で、その隣が裁判所です。」と言えば、理解していただけると思う。

支部では裁判所の見学会を行っているのか。

近隣の小・中学校から、毎年、職場体験とか、裁判所や法廷の見学の申込みがあり、そういった方に対して御案内させていただいている。裁判員制度が始まるときに、裁判員制度の広報も兼ねて回らせていただいたことはあるが、それ以降は、こちらから積極的に回らせていただいたことはない。

親しみやすい裁判所ということであれば、裁判制度を市民の方に知っていただく場を提供することも一つの方法だと思う。

裁判所では、判例集とか、法律資料を相当数所蔵していると思うが、それを閲覧させるコーナーを作ってみてはどうだろうか。閲覧コーナーで、この支部で扱った裁判例を公開するのもおもしろいと思う。

各地の裁判所の著名な判例は、裁判所のホームページに掲載している。

広島裁判所には、昔の記録を展示するスペースがあったと思う。

立派な庁舎ができたが、ハードの部分は、取り扱っている事件数等にかみ合った形でできているのか、あるいは、そのかみ合った形で中身を変えていくのか。事件数等を市民に情報提供して、再度意見をもらい、使いやすさという点でこういうところを変えていこうといった議論が始まるのだと思うが、

利用件数等を市民の方に情報提供しているか。

統計資料はあるが、市民の方に事件数等を速報で説明することはしていない。

調停室は1号から8号までであるが、稼働率はどうなっているのか。

こちらで調停をしている者から見ると、稼働率は高いと思う。民事事件、家事事件の両方で使っているし、一つの事件で二つの調停室を使うこともある。

以 上